

23監第11号

平成23年8月23日

大町市長 牛越 徹 様

大町市監査委員 山下 好 隆

同 荒 澤 靖

平成22年度大町市財政健全化審査及び経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成22年度大町市財政健全化審査及び経営健全化審査を実施したので、別紙のとおり意見書を提出します。

平成 2 2 年度財政健全化審査意見書

1 審査の対象

平成 2 2 年度決算に基づく健全化判断比率

実質赤字比率 連結実質赤字比率 実質公債費比率 将来負担比率

2 審査の期日

平成 2 3 年 8 月 1 7 日

3 審査の方法

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総括意見

審査に付された下記の健全化判断比率は、いずれも適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認められた。

(単位 : %)

健全化判断比率	平成 2 2 年度	平成 2 1 年度	早期健全化基準
実質赤字比率			13.17
連結実質赤字比率			18.17
実質公債費比率	18.0	19.0	25.0
将来負担比率	78.2	99.8	350.0

(注) 「 」の表示は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないことを示す。

平成 2 1 年度の実質公債費比率の数値は、当該年度における報告数値である。

(2) 個別意見

実質赤字比率について

一般会計等 (一般会計 654,245 千円、住宅新築資金等貸付特別会計 738 千円) の実質収支額が 654,983 千円の黒字であるため、実質赤字額はなく、標準財政規模 11,095,149 千円に対する比率は、マイナス 5.9% で、早期健全化基準の 13.17% を下回っており良好な状態を示している。

連結実質赤字比率について

すべての会計の実質収支額及び資金剰余額を合算すると、2,129,570千円の黒字であるため連結実質赤字額はなく、標準財政規模11,095,149千円に対する比率は、マイナス19.2%で、早期健全化基準の18.17%を下回っており良好な状態を示している。

(単位：千円)

会 計 名	金 額	前年度	対前年増減
一般会計等実質収支額	654,983	520,653	134,330
国民健康保険特別会計 実質収支額	139,320	150,104	10,784
老人保健医療特別会計 "	0	7	7
後期高齢者医療特別会計 "	594	702	108
公共下水道事業特別会計 "	61,198	20,415	40,783
農業集落排水事業特別会計 "	4,420	4,605	185
公営簡易水道事業特別会計 "	4,499	4,938	439
指定訪問看護事業会計 "	40,224	45,490	5,266
小 計	905,238	746,914	158,324
水道事業会計資金剰余額	538,955	458,364	80,591
温泉引湯 "	166,383	148,072	18,311
病院 "	518,994	279,081	239,913
連結実質黒字額合計	2,129,570	1,632,431	497,139

・指定訪問看護事業会計の実質収支額は、前年度からの剰余金と当年度収入額を加えた75,994千円から支出額35,770千円を控除した差額40,224千円である。

・水道事業会計は、流動資産656,118千円から流動負債117,163千円を控除した差額538,955千円が比率算定上の適用金額である。

・温泉引湯事業会計は、流動資産175,629千円から流動負債9,246千円を控除した差額166,383千円が比率算定上の適用金額である。

・病院事業会計は、流動資産877,768千円から流動負債358,774千円を控除した差額、518,994千円が比率算定上の適用金額である。

この比率は、資金不足状態を算定対象としているため、累積欠損額2,473,234千円は、算定上含まれていない。累積欠損金解消は大きな課題である。

実質公債費比率について

実質公債費比率は、標準財政規模（公債費等に対する交付税措置額控除後）に対する公債費の比率で、平成22年度の単年度では17.1%となるが、実質公債費比率は、

3ヶ年平均で算定することとされているため、平成20年度から平成22年度までの平均では、18.0%（20年度19.5%、21年度17.5%、22年度17.1%）となり、早期健全化基準(25.0%)を下回り、前年度に比較して1.0ポイント改善されている。

公債費（既往債）の償還は、次表のとおりピークは平成23年度となっており、いましばらくは高い比率で推移することが見込まれるので今後の起債に当っては、十分な留意が必要である。

（単位：千円）

年度	償還元金	償還利息	償還合計
平成23年度	2,319,186	256,364	2,575,550
平成24年度	1,960,129	220,161	2,180,290
平成25年度	1,868,084	188,836	2,056,920
平成26年度	1,726,892	158,842	1,885,734
平成27年度	1,509,019	132,583	1,640,602

将来負担比率について

将来負担額は、34,073,108千円で前年度と比較して1,391,853千円減少している。

（単位：千円）

項目	負担額	前年度	対前年増減
一般会計等の地方債現在額	17,524,659	18,474,079	949,420
債務負担行為に基づく負担見込額	88,165	105,098	16,933
公営企業債等への繰入見込額	13,295,963	13,641,607	345,644
退職手当負担見込額	3,099,141	3,120,450	21,309
広域連合等への負担見込額	65,180	123,727	58,547
将来負担額合計	34,073,108	35,464,961	1,391,853

一方、充当可能財源等は27,209,818千円で前年度と比較して38,009千円増加している。

（単位：千円）

項目	金額	前年度	対前年度
財政調整基金など充当可能基金	3,017,641	2,450,855	566,786
都市計画税など充当可能特定財源	1,609,463	1,879,365	269,902
基準財政需要額算入見込額(交付税措置見込額)	22,582,714	22,841,589	258,875
充当可能財源合計	27,209,818	27,171,809	38,009

将来負担比率は、上記の将来負担額 34,073,108 千円から充当可能財源 27,209,818 千円を控除した残額 6,863,290 千円（将来負担すべき実質的な負債）が、標準財政規模 11,095,149 千円から算入公債費等の額 2,320,735 千円（公債費等に対する交付税措置額）を控除した残額 8,774,414 千円に対してどの位の割合になるかの比率で、78.2% となり、早期健全化基準の 350% を下回り前年度に比較して 21.6 ポイント改善されている。

（ 3 ） 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成 2 2 年度公営企業会計経営健全化審査意見書

1 審査の対象

平成 2 2 年度決算に基づく資金不足比率

2 審査の期日

水道事業会計	平成 2 3 年 6 月 2 9 日、8 月 1 7 日
温泉引湯事業会計	平成 2 3 年 6 月 2 9 日、8 月 1 7 日
病院事業会計	平成 2 3 年 7 月 6 日、8 月 1 7 日
公共下水道特別会計	平成 2 3 年 7 月 2 1 日、8 月 1 7 日
農業集落排水事業特別会計	平成 2 3 年 7 月 2 1 日、8 月 1 7 日
公営簡易水道事業特別会計	平成 2 3 年 7 月 2 9 日、8 月 1 7 日

3 審査の方法

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総括意見

審査に付された下記の資金不足比率はいずれも適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

資金不足比率		平成 2 2 年度 (%)	経営健全化 基準 (%)	平成 2 1 年度 (%)
法 適 用	水道事業会計		20.0	
	温泉引湯事業会計			
	病院事業会計			
法 非 適 用	公共下水道特別会計			
	農業集落排水事業特別会計			
	公営簡易水道事業特別会計			

(注) 「 」の表示は、資金不足額がないことを示す。

(2) 個別意見

資金不足比率は、各公営企業の資金不足額が各事業規模に占める割合を示すものである。

水道事業会計

流動資産から流動負債を差し引いた資金の剰余額は 538,955 千円で、資金不足はなく、経営健全化基準 20% の範囲内で良好な状態にある。よって、特に指摘すべき事項はない。

温泉引湯事業会計

流動資産から流動負債を差し引いた資金の剰余額は 166,383 千円で、資金不足はなく、経営健全化基準 20% の範囲内で良好な状態にある。よって、特に指摘すべき事項はない。

病院事業会計

流動資産から流動負債を差し引いた資金の剰余額は 518,994 千円で、資金不足はなく、経営健全化基準 20% の範囲内である。しかしながら、一時借入による資金繰りを行っている状況もあり、総合収支の改善、累積欠損金の解消に向け一層の努力をすることが必要である。

公共下水道特別会計

歳入額から歳出額を差し引いた資金の剰余額は 61,198 千円で、資金不足はなく、経営健全化基準 20% の範囲内で良好な状態にある。よって、特に指摘すべき事項はない。

農業集落排水事業特別会計

歳入額から歳出額を差し引いた資金の剰余額は 4,420 千円で、資金不足はなく、経営健全化基準 20% の範囲内で良好な状態にある。よって、特に指摘すべき事項はない。

公営簡易水道事業特別会計

歳入額から歳出額を差し引いた資金の剰余額は 4,499 千円で、資金不足はなく、経営健全化基準 20% の範囲内で良好な状態にある。よって、特に指摘すべき事項はない。